＼＼あなたの奨学金返還、宮崎市と会社がサポートします！／／

宮崎市認定 支援企業　　従業員様向け

宮崎市奨学金返還支援事業 認定申請のご案内

最大年間20万円×5年間 (総額100万円) を補助!

「若者に選ばれるまち」へ。市の奨学金返還支援 × 企業の職場環境改善で、
「ずっと宮崎で働きたい」と思える未来を全力応援します!

☑ まずは自分が対象者かチェック!

以下のすべてに当てはまる方が対象です。

- ☐ 市が認定した支援企業で正規雇用で働いている
- ☐ 令和8年4月1日時点で30歳以下である
- ☐ 宮崎市に住民票があり、今後も５年上定住する意思がある
- ☐ 奨学金（※下記Q&A参照）をご自身で返済中、または返済予定であること
- ☐ 市税および奨学金を滞納していない

スケジュール

今年の秋に認定申請を行い、来年以降毎年春に交付申請
を行う必要があります。詳細は裏面をご覧ください。

令和8年4～	令和8年9月～12月［初回のみ］	令和9年4月～5月［以降5年間繰り返し］
【企業】 支援企業認定申請	【従業員】 支援対象者 認定申請	【従業員】 交付申請

Q&A よくある質問

特設サイトでは「よくある質問」を随時更新しています。

Q.パートや契約社員、派遣社員は対象ですか?
A.対象外となります。期間の定めのない労働契約を結び、社会保険に加入している 正規雇用の方が対象です。

Q.補助期間中に30歳を超えたら対象外ですか？
A.初回申請年度の4月1日時点で30歳以下であれば、その後30歳を超えても最長5年間は補助を受けられます。

Q.対象となる奨学金の種類はなんですか？
A.独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体（宮崎県育英資金、宮崎県奨学会奨学金、母子父子寡婦福祉資金（修学資金）等）、公益財団法人交通遺児育英会、一般財団法人あしなが育英会、および社会福祉協議会が貸与する奨学金（教育支援資金を含む）が対象です。 なお、金融機関等の「教育ローン」や、勤務先企業が独自に貸与する修学資金などは対象外となります。

Q.他の奨学金返還支援制度と併用できますか？
A.併用できません。ただし、宮崎県の「ひなた創生のための奨学金返還支援制度」との併用は可能です。
（両制度の補助金合算額が奨学金の返還残額を超える場合は、市の交付額を調整いたします。）

お問合せ先
宮崎市　企業立地推進課
Mail: 17kigyo@city.miyazaki.miyazaki.jp
☎ 0985-21-1793

申請スケジュール

申請前に、必ず特設サイトおよびサイト内に掲載している
「支援対象者募集要項」をご確認ください。

STEP1 認定申請 〈初回のみ〉

まずは「支援対象者」としての認定を受けます。

申請期間: 令和8年9月1日~令和8年12月31日

提出書類:①雇用証明書（職場の担当部署に作成を依頼してください）
②奨学金の貸与額及び返還残額等が分がる書類（奨学金貸与証明書など）
（※日本学生支援機構「スカラネット・パーソナル」画面スクショでも可）
③宮崎県の「支援対象者認定通知書」の写し（※県制度利用者のみ）

電子申請フォームにアップロードして提出

申請方法:宮崎市スマート申請(電子申請)
右の二次元コードから申請 ▶▶
（令和8年9月オープン予定）

奨学金 認定申請
サイト内検索!

STEP2 交付申請 〈毎年申請･最大5年間〉

前年度分を毎年実績払い！

認定を受けた方は、実際に補助金を受け取るための申請を毎年春に行います。

申請期間: 令和9年4月1日~令和9年5月31日（毎年4~5月申請です）

提出書類:①雇用証明書
②前年度の返還実績を証明する書類
（奨学金返還額証明書など。対象期間:令和8年4月～令和9年3月）
③宮崎県の「交付確定額通知」の写し（※県制度利用者のみ）
④振込先口座確認書類
（通帳、キャッシュカード、ネットバンキングの画面スクショ等）

電子申請フォームにアップロードして提出

申請方法:宮崎市スマート申請（電子申請）
右の二次元コードから申請 ▶▶
(令和9年4月オープン予定)

奨学金 交付申請
サイト内検索!

【重要】受給資格の喪失について
交付申請の時点で、市外へ転出している等、要件を満たしていない場合は
受給資格を喪失します。（月割り・日割りでの支給はできません）

※宮崎県制度・・・ひなた創生のための奨学金返還支援制度

企業のご担当者様へ

従業員様から「雇用証明書」の作成依頼がありましたら、ご対応をお願いいたします。
（様式は右の二次元コードのページ下部よりダウンロード可能です。）

🔽雇用証明書

🔽特設サイト

🔽お問い合わせフォーム